

【 返戻金制度 】

・ 3 ヶ月を超える雇用就職者について、入社後 3 ヶ月以内に離職した場合、受領した紹介手数料を求人者へ全額返還する。

ただし、事業主の責めに帰すべき事由による退職、解雇もしくは紹介した人材の死亡など不測の事態による離職の場合はこの限りではない。

許可番号： 1 3 - ユ - 3 1 3 0 5 0

事業所名：一般社団法人 みんなの就労センター

所 在 地： 東京都江戸川区西小松川町 3 4 番 1 号

中央くすのきカルチャーセンター 1 階